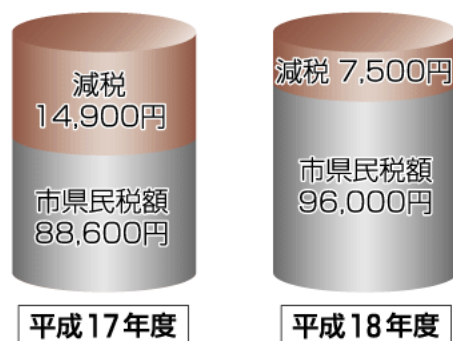


市民税・県民税

1 定率減税が縮小

給与収入400万円、社会保険料控除35万円のAさんの平成17年度の定率減税額は1万4,900円でした。平成18年度も同じ収入・控除だと、定率減税額は7,500円となります。これにより、Aさんの市県民税の負担額は平成17年度8万8,600円の場合、平成18年度は9万6,000円となり、7,400円の負担増となります。

■Aさんの場合



2 65歳以上の人に係る非課税措置が廃止

平成17年度まで、1月1日現在65歳以上でかつ合計所得金額が125万円以下（公的年金収入のみ約266万6,000円以下）の人の市県民税は非課税でした。しかし、平成18年度からは非課税措置がなくなるため、公的年金収入240万円、社会保険料控除11万円、60歳の配偶者控除がある昭和14年12月1日生まれのBさんの場合、平成18年度の市県民税の負担は7,900円となります。



※要件がいろいろあるので、詳しくはお問い合わせください

3 老年者控除が廃止

平成17年度まで、1月1日現在65歳以上でかつ合計所得金額が1,000万円以下の場合、所得から老年者控除48万円を差し引くことができましたが、平成18年度からは廃止されました。公的年金収入200万円、給与収入200万円、社会保険料控除20万円、62歳の配偶者控除がある昭和10年8月10日生まれのCさんの場合、平成17年度市県民税の負担は2万4,900円でしたが、平成18年度は5万8,100円となり、平成17年度と比べ3万3,200円の負担増となります。

が変わります

4 公的年金等控除額が縮小

公的年金等控除の65歳以上の人の上乗せ措置が廃止されました。なお、老年者特別加算として、65歳以上の人の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算する特例措置が講じられ、平成18年度から次の表のようになります。

対象年齢	年金収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	収入金額×75%－37.5万円
65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	収入金額×75%－37.5万円
410万円以上770万円未満		収入金額×85%－78.5万円
770万円以上		収入金額×95%－155.5万円

この結果、65歳以上で公的年金収入200万円の場合、平成17年度の所得は60万円でしたが、平成18年度からは80万円になります。

5 個人市民税・県民税の均等割が変更

個人市民税・県民税均等割の納税義務を負う夫と生計を同じくする妻で、夫と同じ市町村内に住所のある人に係る均等割の額が4,500円（平成17年度は2,200円）となります。

※平成17年度は経過措置により半額の負担となっていました



以上具体例をあげて説明してきましたが、おもには65歳以上の人の税負担が重くなる税制改正となっています。特に公的年金収入のみで、今まで非課税だった人が今回の税制改正により課税になるというケースが増加すると予想しています。この場合は申告書の提出により各種所得控除を受けることで税負担が軽くなることもありますので、2月16日(木)から3月15日(木)に開設する申告相談（広報つやま1月号に日程を掲載）をご活用ください。なお、公的年金収入のみの人で65歳未満の場合98万円未満、65歳以上で148万円未満の場合は非課税となりますので、税の申告は不要です。

問い合わせ先 課税課☎32 - 2015